

○国土交通省告示第千三百三号

土地収用法（昭和二十六年法律第二百十九号。以下「法」という。）第二十条の規定に基づき事業の認定をしたので、法第二十六条第一項の規定に基づき次のとおり告示する。

平成二十四年十一月十四日

国土交通大臣 羽田 雄一郎

第1 起業者の名称 国土交通大臣

第2 事業の種類 一般国道17号改築工事（上武道路・群馬県前橋市上泉町字明安寺地内から同市五代町字桧嶺地内まで及び同市上細井町字上町地内から同市田口町字下田尻地内まで）

第3 起業地

1 収用の部分 群馬県前橋市上泉町、上泉町字明安寺、字唐堀及び字武田、五代町字天堤、字砂留及び字桧嶺、荻窪町、荻窪町字南田、富士見町時沢字沢間、上細井町字上町、字正間久保、字新田上、字中島、字蟬山、字西神明及び字柴山、青柳町字神明、字山王、字引切塚及び字宿上、日輪寺町字東原、字諏訪前、字旭久保、字諏訪、字京塚、字諏訪街道、字山ノ下、字山海道、字伊勢、字東田、字新井及び字阿弥陀、川端町、川端町字根岸、字前田、字道東及び字山下、関根町字細ヶ沢、字赤城東及び字赤城並びに田口町字下田尻地内

2 使用の部分 なし

第4 事業の認定をした理由

申請に係る事業は、以下のとおり、法第20条各号の要件をすべて充足すると判断されるため、事業の認定をしたものである。

1 法第20条第1号の要件への適合性

申請に係る事業は、群馬県前橋市今井町字道上地内から同市田口町字下田尻地内までの延長13.1kmの区間（以下「本件区間」という。）を全体計画区間とする「一般国道17号改築工事（上武道路）」（以下「本件事業」という。）のうち、上記の起業地に係る部分である。

本件事業は、道路法（昭和27年法律第180号）第3条第2号に掲げる一般国道に関する事業であり、法第3条第1号に掲げる道路法による道路に関する事業に該当する。

したがって、本件事業は、法第20条第1号の要件を充足すると判断される。

2 法第20条第2号の要件への適合性

一般国道の改築は、道路法第12条の規定により国土交通大臣が行うものとされており、本件区間は、同法第13条第1項の指定区間に該当することなどから、起業者である国土交通大臣は、本件事業を遂行する十分な意思と能力を有すると認められる。

したがって、本件事業は、法第20条第2号の要件を充足すると判断される。

3 法第20条第3号の要件への適合性

(1) 得られる公共の利益

一般国道17号(以下「本路線」という。)は、東京都中央区を起点とし、さいたま市、前橋市等を経由して、新潟市に至る延長約455kmの主要幹線道路である。

本路線が通過する前橋市、渋川市等の群馬県中部地域(以下「本件地域」という。)は、農畜産業が盛んな地域であり、農産品としては、きゅうり、ほうれんそうの栽培、畜産品としては、豚の飼養が行われており、これらの農畜産品は、東京都等へ出荷されている。

本件地域には、物流等を担う主要幹線道路として本路線及び一般国道50号があるが、本件区間に対応する区間(以下「現道」という。)は、前橋市の中心市街地を通過していることなどから、物流等による通過交通と地域住民による地域内交通とがふくそうし、慢性的な交通混雑が発生するなど、主要幹線道路としての機能を十分に発揮していない状況にある。

平成22年度道路交通センサスによると、現道の自動車交通量は、前橋市三河町二丁目地内で40,393台/日であり、混雑度は1.45となっている。

本件事業の完成により、本件区間が現道の通過交通を分担することで、現道における交通混雑の緩和が図られるなど、安全かつ円滑な自動車交通の確保に寄与することが認められる。

なお、本件事業が生活環境等に与える影響については、都市計画手続において、都市計画決定権者である群馬県知事が、「環境影響評価の実施について」(昭和59年8月閣議決定)等に基づき、昭和63年12月に環境影響評価を実施しており、その結果によると、大気質については環境基準を満足すると評価されており、騒音については環境基準を超える値が見られるものの、遮音壁の設置により環境基準を満足すると評価されている。また、計画交通量の見直し及び環境影響評価以降に新たに得られた知見を踏まえ、起業者が平成24年3月に環境影響評価法(平成9年法律第81号)等に準じて、任意で環境影響評価の照査を実施したところ、騒音については遮音壁の設置により環境基準を満足するとされていることから、起業者は本件事業の施行に当たり、当該措置を講じることとしている。

したがって、本件事業の施行により得られる公共の利益は、相当程度存すると認められる。

(2) 失われる利益

上記の環境影響評価その他の調査等によると、本件区間内及びその周辺の土地において、絶滅のおそれのある野生動植物の種の保存に関する法律（平成4年法律第75号）における国内希少野生動植物種であるオオタカ、環境省レッドリストに絶滅危惧ⅠB類として掲載されているホトケドジョウ、絶滅危惧Ⅱ類として掲載されているスナヤツメ、ギバチ、アカザ等が確認されている。オオタカについては、営巣地が計画路線から離れており、高利用域は改変されないことから影響は小さいとされている。ホトケドジョウ、スナヤツメ、ギバチ及びアカザについては、周辺には生息環境が広く存することから影響は小さいとされている。

なお、本件区間内の土地には、文化財保護法（昭和25年法律第214号）による周知の埋蔵文化財包蔵地が48箇所存在するが、このうち36箇所については発掘調査が完了しており、既に記録保存等の措置が講じられている。起業者は、残る12箇所についても群馬県教育委員会と協議を行い、必要に応じて記録保存等の適切な措置を講じることとしている。

したがって、本件事業の施行により失われる利益は軽微であると認められる。

(3) 事業計画の合理性

本件事業は、現道における交通混雑の緩和を主な目的とし、道路構造令（昭和45年政令第320号）による第3種第1級の規格に基づく4車線の道路をバイパス方式により建設する事業であり、本件事業の事業計画は、道路構造令等に定める規格に適合していると認められる。

また、本件事業の事業計画は、平成元年2月3日に都市計画決定された都市計画と、一部の交差点形状を除き、基本的内容について整合しているものである。

したがって、本件事業の事業計画については、合理的であると認められる。

以上のことから、本件事業の施行により得られる公共の利益と失われる利益とを比較衡量すると、得られる公共の利益は失われる利益に優越すると認められる。したがって、本件事業は、土地の適正かつ合理的な利用に寄与するものと認められるため、法第20条第3号の要件を充足すると判断される。

4 法第20条第4号の要件への適合性

(1) 事業を早期に施行する必要性

3(1)で述べたように、現道は自動車交通量が多く、慢性的な交通混雑が発生していることから、できるだけ早期に交通混雑の緩和を図る必要があると認められる。

また、前橋市長を会長とする関東国道協会群馬県地区協議会より、本件事業の早期完成に関する強い要望がある。

以上のことから、本件事業を早期に施行する必要性は高いものと認められる。

(2) 起業地の範囲及び収用又は使用の別の合理性

本件事業に係る起業地の範囲は、本件事業の事業計画に必要な範囲であると認められる。

また、収用の範囲は、すべて本件事業の用に恒久的に供される範囲にとどめられていることから、収用又は使用の範囲の別についても合理的であると認められる。

したがって、本件事業は、土地を収用する公益上の必要があると認められるため、法第20条第4号の要件を充足すると判断される。

5 結論

以上のとおり、本件事業は、法第20条各号の要件をすべて充足すると判断される。

第5 法第26条の2第2項の規定による図面の縦覧場所 群馬県前橋市役所